

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第12回）

日時：令和2年5月25日（月）16:30～

場所：大会議室

1 開会

2 議題

(1) 国・県・市の対応状況（事務局）

(2) 公共施設の利用再開について（総務部）

(3) 報告事項

① 特別定額給付金事業について（環境福祉部）

② 総合相談窓口実施状況（事務局）

③ 商工観光関係の取組について（産業文化部）

(4) その他

3 閉会

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

	氏名	役職
津山市長	谷口 圭三	本部長
津山市副市長	山田 賢一	副本部長
津山市教育委員会教育長	有本 明彦	副本部長
津山圏域消防組合消防長	池上 真司	副本部長
企画財政部長	野口 薫	
総務部長	玉置 晃隆	
総務部参与	落合 勉	
総務部参与	森上 譲	
税務部長	左居 薫	
環境福祉部長	森山 誠二	
環境福祉部参与	藤井 浩次	
こども保健部長	飯田 早苗	
産業文化部長	明楽 智雄	
産業文化部参与	今村 弘樹	
農林部長	福島 康弘	
都市建設部長	岡部 卓史	
地域振興部長	二宮 俊幸	
水道局長	山本 将司	
教育次長	粟野 道夫	

【関係機関】

津山市医師会長	宮本 亨	
津山中央病院 総合内科・感染症内科医長	藤田 浩二	
岡山県美作保健所 企画調整情報課 副参事	福原 芳恵	

【事務局】

こども保健部次長	鏡 真由美	
こども保健部次長	馬場 陽子	
こども保健部次長	平井 良幸	
こども保健部次長兼健康増進課長	谷口 克典	
健康増進課企画参事	久永 知明	
健康増進課主幹兼保健指導係長	大杉 慎二	
健康増進課主幹	安本 勝博	
健康増進課主査	野村 知恵子	
健康増進課主任	浦上 雅彦	
健康増進課主任	樋口 夕季	
健康増進課主任	堀 正治	
総務部次長兼危機管理室長	高見 典幸	

(1)国・県・市の対応状況

1) 国の対応状況 (5月15日以降)

- ・5/21 第35回新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催(別添資料1)
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更
⇒緊急事態措置について京都府、大阪府、兵庫県を解除

2) 県の対応状況 (5月15日以降)

- ・5/15 第18回岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
⇒岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る協力の要請
①外出に際しての協力要請
②イベントの開催自粛要請
③適切な感染防止策の協力要請
新型コロナウイルス感染症軽症者等の宿泊療養施設の運用開始
- ・5/19 岡山県感染症対策委員会の開催
- ・5/21 新型コロナウイルス感染者について、1名(岡山市分)が退院となり、入院者がゼロとなる
- ・5/22 第19回岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
⇒「岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る協力の要請」の変更
フェーズごとの主な対策について決定
「帰国者・接触者相談センター」の名称を「新型コロナウイルス受診相談センター」に、「帰国者・接触者外来」の名称を「新型コロナウイルス外来」に変更
- ・5/27～美作県民局管内(1か所)に屋外検体採取センターの開設(場所、開催曜日、時間など非公表)

3) 市の対応状況 (5月15日以降)

- ・5/15 特別定額給付金事業推進室の設置
「第11回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の開催
⇒学校等の再開、公共施設の利用再開、イベント・行事等の実施等について協議
新型コロナウイルス感染症対策についての市長メッセージの発表
- ・5/16 津山市緊急経済・生活支援対策のチラシを新聞折り込み
- ・5/20 市立小中学校、市立幼稚園の再開
- ・5/25 「第12回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の開催

感染症拡大防止について【改定案】

令和2年5月25日
津山市新型コロナウイルス感染症対策本部

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、次のポイントにご留意ください。

【外出自粛のお願い】

- ・ 特定警戒都道府県への移動は極力控える。その他、県境を越えた不要不急の移動はできるだけ控える。
- ・ 密閉・密集・密接が重なる場所、特に他県でクラスターが発生しているような施設（接待を伴う飲食店、スポーツジムなどの屋内運動施設、バー、カラオケ、ライブハウス）への出入りはできるだけ避ける。
- ・ 国の専門家会議で示された新しい生活様式（生活スタイル）等を実践する。

【イベントなど自粛するもの】（3つの密に該当するもの）

- ・ 多数の人と1メートル以上距離がとれない場所で会話するなど、密に接するもの
- ・ 天井の低い会議室等閉鎖空間で多数の人が密集して、長時間過ごすもの
- ・ 全国規模のもの、又は特定警戒都道府県などからの参加が見込まれるもの
- ・ 特定警戒都道府県などにおいて実施するもの
- ・ 高齢者や基礎疾患を持った人が集まるもの

※屋外であれば概ね200人以下、屋内であれば概ね100人以下で行うものについては、感染防止策を講じた上で、開催可能とする。

2 イベント等を開催する場合、次の「感染防止策」を講じてください。

【イベント等開催時に必要な予防策等】

(1) 感染防止の徹底を周知する。

(手洗いやマスクの着用など咳エチケットの徹底、消毒液の設置、注意喚起チラシ等の掲示、参加者が共通に触れる場所・設備等の消毒)

(2) 感染拡大を防止するために密閉・密集・密接の「3つの密」をできる限り避ける取組を徹底する。

- ・屋内（室内）で実施の場合、こまめに換気を行う。（1時間に2回程度）
- ・人を密集させない環境を確保する。（会場の広さを確保する。又は、会場に入る定員を少なめにする。）
- ・人との距離が近い対面での大声の発声、歌唱や声援、会話などが一定時間以上続かないよう工夫する。（お互いの距離を1メートル以上あける）

(3) 体調不良の方（風邪のような症状がある方）に参加の自粛を要請する。（参加者やスタッフの健康管理を徹底する。）

(4) 感染者が発生した場合、参加者へ確実に連絡するとともに、保健所による調査に協力する。

※ なお、この内容は今後の状況をふまえ、変更する場合があります。

公共施設の利用再開について

日程		施設名		
5月の利用再開	5月20日 指定管理施設:2	津山市地域交流センター	津山圏域雇用労働センター	
	5月25日 公共施設:17	市立図書館(本館)	親子ひろば「すくすく」	親子ひろば「わくわく」
		一時預かりルーム「にこにこ」	通級指導教室幼児部	地域子育て支援センター(みどりの丘保育所)
		地域子育て支援センター(久米こども園)	地域子育て支援センター(勝北風の子こども園)	地域子育て支援センター(つやま西幼稚園)
		地域子育て支援センター(つやま東幼稚園)	やよい子育て支援センター(やよい保育園)	鶴山塾
		中央公民館	公民館(地区館)	ふれあい学習館(5館)
	5月26日 公共施設:2	児童館	市立図書館(地区館)	
6月の利用再開	6月1日 公共施設:18 指定管理施設:20	津山男女共同参画センター「さん・さん」	とんぼの里	衆楽園
		まほらファーム	グリーンヒルズ津山リージョンセンター	津山弥生の里文化財センター
		まなび館	知新館	久米ふれあい陶芸センター
		歴史民俗資料館(加茂町・勝北・久米)	中央公民館(グラウンド)	田邑公民館(グラウンド)
		ふれあいサロン	音楽文化ホール・ベルフォーレ津山	津山市立文化展示ホール
		津山文化センター	鶴山公園	神楽尾公園
		加茂町福祉センター	黒木キャンプ場	奥津川ラビンの里
		あば交流館	阿波森林公園	阿波保健福祉センター浴室棟
		津山市地域づくりサポートセンター	中島病院旧本館「城西浪漫館」	作州民芸館
		城東むかし町家	津山駅観光案内所	和蘭堂
		中央公民館(体育館)	田邑公民館(体育館)	勤労者総合福祉センター(アリーナ)
		津山観光センター	グラスハウス	旧妹尾銀行林田支店
		道の駅「久米の里」	津山市障害者福祉センター「城南備園」	
	6月2日 公共施設:30 指定管理施設:5	中央公園グラウンド	津山陸上競技場(競技場)	西部公園(グラウンド, テニスコート)
		津山スポーツセンター(野球場, 小野球場, テニスコート, サッカー・ラグビー場)		東部運動公園グラウンド
		草加部グラウンド	加茂町スポーツセンター(ソフトボール場, テニスコート)	
		加茂町スポーツセンター(総合グラウンド)	阿波グラウンド	久米総合文化運動公園(テニスコート)
		勝北総合スポーツ公園(野球場, 多目的広場, テニスコート, ゲートボール場)		ターゲットバードゴルフ場
		久米総合文化運動公園(多目的グラウンド)	津山洋学資料館	津山郷土博物館
		加茂町文化センター	勝北文化センター	津山城下町歴史館
		高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」		
		岡山県津山総合体育館(体育館, 柔道場, 剣道場, トレーニングルーム, 会議室, 研修室)		
		津山市弓道場	津山東体育館	津山東武道館
		津山陸上競技場(トレーニングルーム, 会議室)	西部小体育館	東部小体育館
		加茂町スポーツセンター(体育館, トレーニングルーム, 体操練習場, 会議室, 屋内ゲートボール場)		
		福岡体育館	加茂町武道場	阿波ふるさとふれあい会館
	阿波こぶしアリーナ	久米総合文化運動公園(体育館)	勝北総合スポーツ公園(会議室)	
	緑水園文化体育館(アリーナ, 大・小会議室, 和室)		久米総合文化運動公園市民プール「レインボープール」	
	6月3日 公共施設:1 指定管理施設:1	勝北陶芸の里工房	津山市三世代研修宿泊施設「ウッディハウス加茂」	
	調整中 公共施設:6	小学校(体育館・グラウンド)	中学校(体育館・グラウンド・武道館)	津山市立勝北中学校夜間照明施設
		箕作阮甫旧宅	作州城東屋敷	加茂町スポーツセンター(屋内プール)

(※今後の状況次第で日程変更の可能性あり)

再開日程 集計結果	取扱	5月再開	6月再開				開館	合計
			6月1日	6月2日	6月3日	調整中		
			公共施設	19	18	30		
指定管理導入施設	2	20	5	1	0	9	37	
公共施設全体	21	38	35	2	6	21	123	

※網掛箇所の施設については、5月15日の本部会議で再開決定済

※原則として、いずれの施設も6月末までは、県内在住者の利用に限ることとしますが、施設によっては、県外の方でも利用できる場合もありますので、HP等でご確認いただくか、施設に直接お問い合わせいただきたいと思います。

(3) 報告事項

①特別定額給付金事業について

(1) オンライン申請

申請件数 (5/21 (木) まで) 832件 うち不備 49件 (約6%)

5/22・23・24 33件

不備の状況 主なもの ・世帯主以外の申請
・添付書類の不備

オンライン申請を止めるところもあるが、津山市は月末までの状況により検討する。(岡山市 5/24、倉敷 5/31、笠岡 5/24 で中止)

(2) 郵送 (5/18 発送) した申請書による申請受け取り数

※5/23 (土) までに市内全域への郵送終了

5/22 (金) までに 2,571件 (郵便 約2300 窓口約200)

5/23 (土) 6,127件 (郵便のみ)

5/25 (月) 13,539件 (郵便分)

(3) 振り込み件数

5/22 まで⇒ 350件 9,460万円 (オンライン申請のみ)

5/25 (月) から郵送分も振り込みを開始します。

②総合相談窓口実施状況

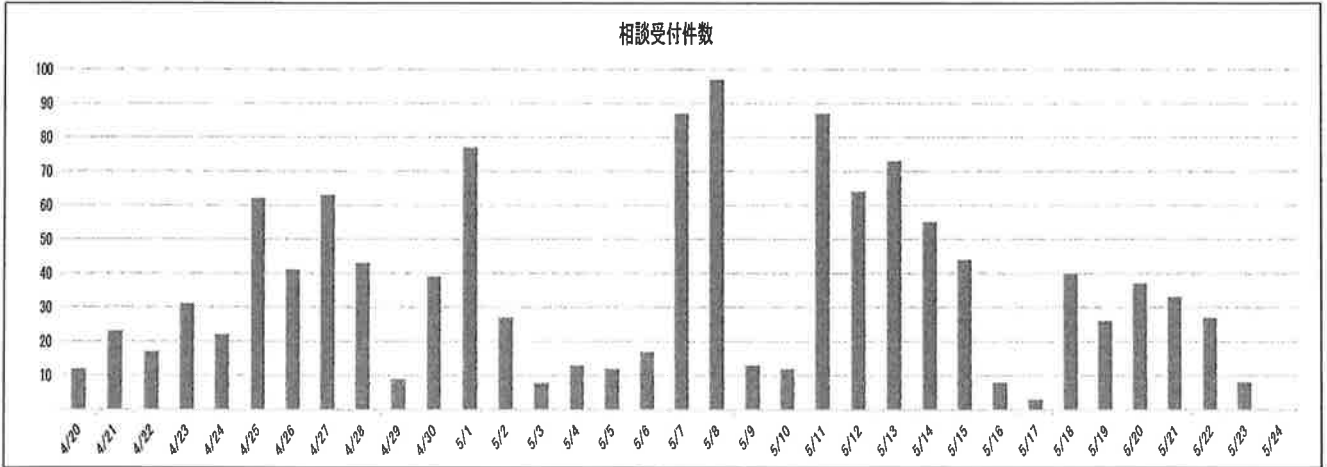
(令和2年4月20日から5月24日までの35日間)

相談合計

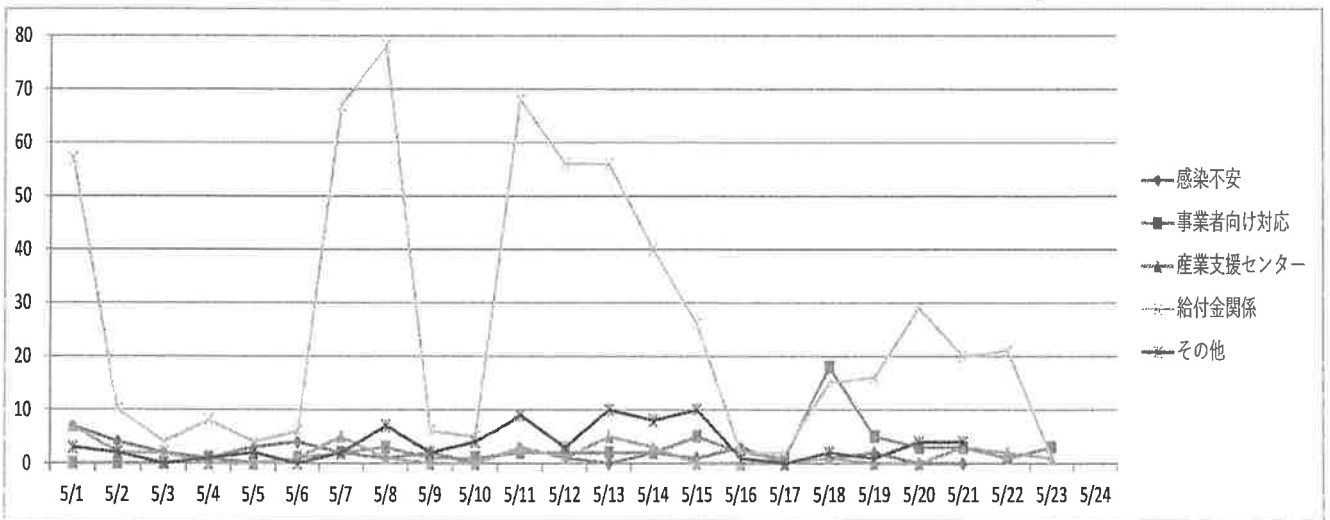
1,230 件 (1日平均約35件)

主な相談内容

- ①給付金関係 689件 ②その他 136件 ③感染不安 118件 ④事業者向け対応 80件
⑤産業支援センター 46件



給付金オンライン申請が始まった5月1日以降の相談上位5つの日計別推移



感染不安と給付金の5月の相談推移

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
感染不安	7	4	2	1	3	4	2	1	2	0	3	1	0	2	1	3	0	1	2	0	0	0	0	0
給付金関係	57	10	4	8	4	6	67	78	6	5	68	56	56	40	26	2	2	15	16	29	20	21	1	0

③商工観光関係の取組について

1. 新型コロナウイルスに関する経営等相談窓口

令和2年3月9日の開設以降、累計相談件数は187件（5/22現在）

2. セーフティネット保証の申請件数

令和2年3月以降の申請件数は累計で286件（5/22現在）

県が創設した新型コロナウイルス感染症対応資金の取扱が5月1日から開始されたのを受けて、民間金融機関からの問合せや保証等の認定申請が大幅に増加している（5月の申請件数は226件）。

3. 小規模事業者緊急支援金の申請件数

5月20日から申請受付を開始した小規模事業者緊急支援金（2月～4月のいずれか1カ月の売上が前年の月平均売上より20%以上減少するなどの場合に小規模事業者に20万円を給付）の申請件数は457件（5/22現在）。郵送での申請を原則とするが、6月30日までの平日、アルネ・津山4階の地域交流センターに相談及び申請の窓口を開設中である。

4. 緊急雇用創出事業について

パートやアルバイト、学生などの支援策として、市が臨時的に雇用する当該事業については、小規模事業者緊急支援事業の事務支援等で具体の動きがスタート。令和2年8月末までの事業実施期間において、募集情報を随時、市のホームページ等でお知らせする。

5. 国の持続化給付金の窓口開設について

5月23日（土）から、津山商工会議所1階大ホールにおいて、国の持続化給付金（月間売上が前年同月比で50%を下回る個人事業者に100万円、法人に200万円を上限として給付）の窓口が開設中である。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の概要

令和 2 年 3 月 28 日(令和 2 年 5 月 2 1 日変更)

【主な内容】

- 令和 2 年 5 月 21 日に感染状況の変化等について分析・評価を行い、「区域判断にあたっての考え方」を踏まえて総合的に判断し、同日、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県とする変更を行った。
- 緊急事態措置については、京都府、大阪府、兵庫県は解除となった。
- 北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の 5 都道県については、直近 1 週間の累積報告数が 10 万人あたり 0.5 人以上であることなどから、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある。
- 42 府県については、緊急事態措置を実施すべき区域としないこととなるが、これらの地域においても、「まん延防止：緊急事態措置の対象とならない都道府県における取組等」を踏まえ、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとともに、感染の状況等を継続的に監視し、その変化に応じて、迅速かつ適切に感染拡大防止の取組を行う必要がある。
- 緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。今後の対象地域の判断は感染状況と医療提供体制を踏まえて総合的に判断していく。